

清水港興津・袖師地区指定保税地域の指定の一部取消しに係る公聴会の開催について

標記のことについて、関税法第37条第3項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催しますので、利害関係のある者は出席して意見を陳述してください。

令和8年9月17日

名古屋税関長 杉 山 真

記

1 公聴会の開催日時

令和8年10月27日（火） 午後1時

2 公聴会の開催場所

静岡県静岡市清水区日の出町9番1号

清水港湾合同庁舎3階 税関会議室

3 公聴会開催事項

清水港興津・袖師地区指定保税地域の指定の一部取消しについて

4 指定の取消しをする土地

（1）名 称 袖師9号岸壁

（2）所在地 静岡県静岡市清水区横砂408番17

静岡県静岡市清水区横砂408番22

（3）面 積 2,044平方メートル

（4）取消しに係る区域

静岡県静岡市清水区横砂字御林脇に所在する清水港袖師第1埠頭の東側に設置されている防波堤の南側壁と同埠頭5号岸壁取付護岸壁との交点から接水線に沿って南の方向に引いた線上882.4メートルの地点から同線に58度19分の角度をもって南西の方向に引いた線上3.6メートルの地点を起点とし、

同点から同線に89度76分の角度をもって北西の方向に引いた線上4.9メートルの地点

同点から同線に40度19分の角度をもって西北西の方向に引いた線上1.7メートルの地点

同点から同線に35度40分の角度をもって西南西の方向に引いた線上14.3メートルの地点

同点から同線に14度17分の角度をもって南西の方向に引いた線上165.3メートルの地点

同点から同線に40度34分の角度をもって西の方向に引いた線上12.0メートルの地点

同点から同線に71度82分の角度をもって北西の方向に引いた線上8.2メートルの地点

同点から同線に150度69分の角度をもって南の方向に引いた線上30.1メートルの地点

と起点とを順次結んだ線に囲まれた区域